

回顧'92

從軍慰安婦問題

しないのは、日本国民にクスンさんら南朝鮮の戦ます

大きなショックと怒りをよび起こしました。この問題は日本国民に何を突きつけているのか、考えてみました。

「日韓併合」と朝鮮民

に

...

南朝鮮の35人

戦後補償求め

朝鮮の35人
南朝鮮の35人
は従軍慰安婦問題とはことし
大きな社会問題になりまし
た。終戦から四十七年目、
自民党政府が依然として戦
中の各国の女性にたいする
非人道的な国家犯罪を反省
慰安婦 金学順（キム・ハ
ン）
昨年十二月六日、元従軍
慰安婦の金学順（キム・ハ
ン）が、日本に上陸した。こ
れは従軍慰安婦問題が、日
本による朝鮮殖民支配やア
ジア侵略戦争を背景にし
た数々の戦争犯罪であつた
ことを鮮しく告発してい

極にたいする迫害」といふ
見出しで始まる原告側の訴
状は、従軍慰安婦政策が、日
本による朝鮮殖民地支配や
アジア侵略戦争を背景にし
た大規模な戦争犯罪であつ
たことを厳しく告発してい

〈元従平慰安婦等裁判をめぐる動き〉

- (1991年)
12月6日 東京地裁に南朝鮮の元従軍慰安婦ら35
人が提訴。
(1992年)
1月11日 青島教明教授が新聞紙上で従軍慰安婦
問題の公文書の存在を発表。
1月12日 加藤官房長官(当時)が旧日本軍の肉
と認める。
1月13日 市民団体が3日間の日程で「従軍慰安
婦110番」を開始。
1月17日 宮沢首相が訪問先の南朝鮮で従軍慰安
婦問題で「おわび」表明。
1月29日 日朝鮮会館王連進会合が「従軍慰安婦
ダイヤル110番」(2日間)。
1月29日 宮沢首相、衆院本会議で「新証を見守
る」など、補償に消極的発言。
2月19日 政辺外相、補償を拒否しつつ「補償に
代わる措置」の検討を表明。
4月13日 南朝鮮の元従軍慰安婦6人が東京地裁
に追加提訴、原告は11人。
6月1日 元従軍慰安婦等裁判の第1回口頭非
論。
6月15日 国断隊外派兵法(PKO法)が国会
で可決成立。
7月6日 加藤官房長官(当時)が政府による従
軍慰安婦問題調査結果発表。
7月26日 参院選挙投票日。
9月14日 元従軍慰安婦等裁判の第2回口頭非
論、国断が準備書面提出。
12月7日 元従軍慰安婦等裁判の第3回口頭非
論、原告側が反論の準備書面提出。
12月9日 市民団体が主催の国際公聴会で各国の元
従軍慰安婦が来日して提訴。

九月十四日の第二回口頭弁論で反論の準備書面を提出し、驚くべき主張を展開しました。

「人道にたいする罪」に
該当するのになぜ…



元従軍慰安婦等裁判第一回口頭弁論のあと、国会までデモ行進する原告たち＝6月1日、東京・千代田区

の国旗を取得した」との主張。一般論として、領土は非難団長の高木健一弁護士は「それを國が認めないに要が生じることとは、通にしてみても、従軍慰安婦制度がニルンベルク裁判例と、朝鮮人に日本国旗を六条C項などという「人道

附罪が本音とは違うポーズだったということが、はかばかしくも啓蒙化されているわけだ」と、高木弁護士は批判します。

(22)

(b)(7)(D)

日本政府は「合法的」と

日本政府は「合法的」と！

國體準備書面はまず、朝鮮の民族自決権を尊んだ朝鮮植民地支配について、「いわゆる韓国併合（一九一〇年）に伴ひ朝鮮人が我が國主張していく地備をしてい

争えてやった問題」と美化しました。侵略戦争についても國體準備書面は、そういう戦争の性格をいっさい認めませんでした。

原告平壤側は過去の植民地支配が軍事占領であり、不正義であったということを、衆手の法廷で全面的に主張していく地備をしてい

きたということは、共感を得たといふことは、その被被害に補償をするべきだということ、えられる主張だと思つていました。ところが、國體準備書面は「日本國の行為が同案例六条C項に該当する」とする原告らの主張は全くのこと、正面からそれを否定してききました。裏に隠れて

從軍慰安婦政策は、ナチスのユダヤ人虐殺に匹敵する、当時の国際法や國際慣習法にいう「人道にたいする罪」に該当するというのが常識である。

國際標準書商は、當時の日本の法性に於て「合法的」になされた行為であり問題はなかと主張しています。